

《佃 祐世》氏

「生きたいのに生きられなかった命～自死遺族の立場から語る～」

普通の死と変わらない「自死」

自らを殺すという意味で使われる「自殺」という言葉は、遺族からすると言葉にするのも辛いです。生きたいのに生きられずに追い込まれた末の死なので、がんで亡くなった人と精神的に追い込まれて亡くなった人と、それほど変わらないのではないかと思います。「自死」という言葉を使うことでさえ抵抗があります。そのため、私が遺族と話すときは、普通の死と同じように語るようにしています。

また、それぞれの死にはさまざま状況があって、遺族の方それぞれの思いや考えがあります。今日語ることが全てだとは決して思わないでください。

生きようとしていた軌跡

昨年度、自ら命を断った方は約 2 万 1,000 人。そのうちの約半数が健康問題で亡くなっており、中でもうつ等の精神的疾患が多くを占めています。次に、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題、男女問題、学校問題と続きますが、5,000 人ぐらいは動機が不明です。

弁護士として、亡くなった方の日記やメールの履歴を見たり、遺族らの話を聞いたりすると、とても死ぬとは思えないような事柄が出てきます。私の夫も前日は、子供たちと楽しくゲームセンターで遊びました。とても死ぬとは思いませんでした。頑張って生きようとしていた軌跡が見えるのです。

亡くなる方は複数の悩みを抱えていることが多いと言われています。複合的に追い込まれてストレスが高まり、限界状態になっているにもかかわらず、それでも生きたいから精いっぱい生きているのです。そのストレスに耐えられなくなって自死に至る最後のきっかけは、ちょっとしたことだと思うのです。そこは誰にもわかりません。

今も焼きつく夫の死

私の夫は国相手の訴訟で国側の代理人となる訟務検事でした。人一倍努力家で、チャレンジャーで、スポーツマン。当時、私が 4 人目の子供を妊娠したことを非常に喜んでくれていました。その頃、ジョギング後に突然倒れ、検査の結果、脳腫瘍が発見されました。このことがきっかけでうつ病を発症しました。

耳鳴りがするようになり入院したら、今度は筋炎、そして原因不明の神経炎にかかりました。失神、失禁とさらに状態は悪化し、おむつをはく事態にまでなりました。物も食べられず常時点滴となり、体重も体力もどんどん落ちていきました。手術をしようと東京の有名な病院に転院したのですが、それでもよくなり、手足のしびれや失神の原因もわかりません。夫は手術が怖いと病室で震えるようになり、精神科の先生からも手術はやめたほうがいいと言われ、自宅療養を選択しました。

自宅療養中、状態のいいときは、子供たちとゲームセンターに行き一緒に喜んでいるのですが、悪いときは、無表情で何を言っても反応がありません。明るくて表情豊かだった今までとは全然別人で、私もどうしていいのかわからない状態でした。

1 月 3 日の朝、珍しく夫が布団の中で何かにおびえて震えていたので、それをとめようと、私がぎゅっと抱きしめていました。でも、子供が呼ぶので、夫は「大丈夫だから行ってあげて」と言ってくれました。これが最後の言葉になりました。昼食を作って、次に夫を呼びに行ったときには、隣の書斎で首をつっていました。今でもその光景は私の頭の中に焼きついています。病院に運んで一命はとりとめたのですが、脳がかなりの

損傷を受けており、4人目の子供が生まれて2週間後、亡くなりました。今思えば、首をつる前に私に助けを求めていたかもしれないなと思い、自分を責めています。

償いとしての司法試験

夫が元気になることがそのときの私の生きがだったので、亡くなって何かが暴走しました。手首に包丁を当てたこともあります。実はそこからの記憶がありません。しかし、夫が東京の病院に入院していた際に「司法試験を受けてみないか」と言っていたことを、四十九日の法要のときに思い出しました。司法試験に合格して頑張れば、それが夫に対する償いにつながると思って勉強を始め、自分を取り戻していきました。

40歳で司法試験に合格しましたが、そこには家族や友人、近所の方の支えがありました。近所の方が私に代わって子供を注意してくれたり、友人が子供の習い事の迎えをしてくれたりしました。私がかここにいるのは私自身の努力だけでは決してありません。それだけ周りの方の支えというのは遺族にとって必要だと思っています。

自死遺族を取り巻く法律問題

最初は自分で命を断つ人は弱い人、命を粗末にする人と思っていたため、夫が自ら命を断つことを他人に話したら、自慢の夫の名誉が傷つくと思っていた。子供たちにもお父さんは脳腫瘍で亡くなったと伝えていました。

しかし、あるとき自死遺族の人の相談を受ける決心をし、自分が自死遺族であると伝えるようになりまし。相談の中には、賃貸アパートの部屋で命を断つたため、その部屋に欠陥を残したとして遺族が大家から多額の損害賠償請求をされたり、お祓いをするように言われたりするケースがあります。本人が弱く資質に問題があるから亡くなったとか、周りから心ない言葉を浴びせられたり、働かせるだけ働かせて自死に追い込んだ会社から、勝手に亡くなったから代替要員を連れて来いと言われるケースまであります。だから、死因について本当のことが言えず、誰にも相談できない遺族もいらっしゃいます。

自死遺族を取り巻く法律問題は多種多様です。私の所属する自死遺族支援弁護団では、自死遺族の相談に無料で対応させていただいています。例えば、生命保険の支払い拒否の問題があります。これは、自死が不当な目的で行われる可能性が高いという建前でつくられた法律が今なお存在するためです。いじめや過労死で自殺した方の遺族が、何があったか知りたいと、訴訟や労災申請をする事件もあります。

生きたかったあなたを死なせてしまっごめんね

また、自死に対する偏見などによって遺族が苦しめられるケースもあります。しかし、誰も死にたくて死んだわけではありません。生きたいのに生きられなかったのです。自死は誰に起きても不思議ではない出来事です。私は自分の子供に対しても、頑張り過ぎず、辛くなってどうしようもなくなる前に相談して欲しい、力があるうちに逃げてねと言いたと思っています。

今でも夫に伝えたい言葉は、生きたかったあなたの力になれず、死なせてしまっごめんねということです。ほかの人には自死なんて絶対にして欲しくないから予防活動をしており、遺族の支援ということで、弁護士として、同じ遺族としてできることをしています。

訴訟したいわけじゃない。お金が欲しいわけでもない。もう一度会いたい…これが遺族の思いです。